

倉敷市老人福祉施設整備計画（令和８年度非常用自家発電設備整備分）募集要領

令和７年６月２３日

倉敷市保健福祉局

１ 趣旨

高齢者施設等が行う非常用自家発電設備の整備に対して助成を行うことにより、大規模停電時等に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保し、防災体制の強化を行う。

２ 募集対象施設等

（１） 定員２９人以下の地域密着型・小規模施設等

対象施設（※１）	補助率	補助上限額
① 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（特養に限る※２）	定額	１，５４０万円
②小規模ケアハウス		
③小規模介護老人保健施設		
④小規模介護医療院		
⑤認知症高齢者グループホーム		７７３万円

（２） 定員３０人以上の大規模施設等

対象施設（※１）	補助率	補助上限・下限額
① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（特養に限る※２）	３／４	補助上限：なし 補助下限：総事業費５００万円 （※３）
②軽費老人ホーム（ケアハウス・Ａ型・Ｂ型）		
③介護老人保健施設		
④介護医療院		

※１ 対象施設に併設する施設が、上記の対象施設でない場合でも補助対象となる場合があるため、保健福祉推進課に確認すること。

※２ 本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に
あん
按分を行うこと。

※３ 補助下限額については、燃料タンクのみ整備する場合を除き、燃料タンクを含めた

総事業費が５００万円以上。

３ 募集期間・応募方法等

（１） 募集期間

令和７年６月２３日（月）から令和７年８月８日（金）午後５時１５分まで

（２） 応募方法

所定の書類（事業計画書）に必要事項を記入し、募集期間内に持参し、受理されること（郵送は不可とする）。書類に不備があれば受理しないので注意すること。

（３） 提出部数等

A４のフラットファイル（色指定なし）に番号入り仕切紙（仕切紙に番号入りのインデックスを付ける。）を挟み、２部提出すること。

なお、提出された書類は返還しない。

（４） 応募・問合せ先

〒７１０－８５６５ 岡山県倉敷市西中新田６４０

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

TEL ０８６－４２６－３３０３

なお、応募書類等は、次のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/welfare/1004016/1016329/1019074.html>

４ 応募資格

市内で今回の募集対象施設を現に運営する法人であること。

５ 審査方法

施設整備に係る審査・選定は、倉敷市社会福祉施設整備等審査会において行う。

なお、補助協議の対象施設として選定されても国補助が実施されない案件に対する市の単独助成は行わない。また、補助協議の対象施設として選定されたとしても、その時点で当該補助が確定するわけではないことに留意すること。

６ 今後のスケジュール（予定）

令和７年１０月 事業計画書に対する詳細をヒアリング

１２月 倉敷市社会福祉施設整備等審査会において、整備対象となる事業計画を
選定

令和８年 １月 選定された事業計画の法人名・代表者名等を公表

7 対象事業及び対象経費等

(1) 対象事業

緊急災害用の非常用自家発電設備整備（燃料タンクを含む）

(2) 対象経費

整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等（※４）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※４ 事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。

(留意事項)

- ・補助対象とするのは、次のアからエを全て満たすものであること。

ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。

イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発電後７２時間以上の事業継続が可能となる設備であること。

ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。

エ 設置した非常用設備等の耐震性が確保されていること。

- ・この補助金の内示前に着手する事業については、補助対象にはならない。
- ・対象施設の目的以外の用途に使用するものは、補助対象にはならない。
- ・設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものは、補助対象にはならない。
- ・燃料費等、設備の設置後、稼動に要するものを含む事業については、補助対象にはならない。
- ・本交付金の他の事業による助成対象となる事業については、補助対象にならない。
- ・太陽光などの自然エネルギーを活用した発電設備など、平時を含めた使用が想定される設備は対象外。

- ・ 常用の設備等を併用する部分に要する経費については、補助対象にならない。
- ・ 可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備は、施設に設置する工事が伴わない場合は対象外。
- ・ 令和８年度中に整備が完了すること。

8 基準価格

工事請負業者（２者）の見積りのうち、低い方の価格を基準価格とする。

9 申請について

本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。

10 複合型施設における申請方法について

本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求め、施設・事業所ごとに計画書を作成すること。

なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所等の専有面積で按分^{あん}することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

また、共有部分の取扱いについては、「補助対象面積^{あん}の按分方法について（留意事項）」（様式ファイル参照）の取扱いに準ずること。

11 その他

- （１） 審査会において補助協議対象施設として選定された場合にあっては、その時点で当該補助が確定したわけではなく、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決され、かつ、国（県）補助等の内示が得られた場合にのみ補助対象となることに留意すること。
- （２） 提出書類の作成に伴う一切の費用は事業者の負担とする。
- （３） 施工業者の選定は補助金の内示後に行うこと。

施工業者等の選定にあたっては、倉敷市の契約方法に準拠した入札を行うこと。特に、入札に参加できるのは、倉敷市契約課が公表している「建設工事入札参加資格者名簿」に掲載されている業者に限られるので、業者から見積書を取得する際は留意すること。

なお、工事入札については、設計者は参加できない。

- （４） 応募された事業計画は、審査会において、資金計画や建築計画等を総合的に審査し選

定されるものであるため、選定された事業計画は当然に遵守されるべきものである。したがって、原則として変更は認められないため、十分に検討を行った上で、実施可能な計画として応募すること。

なお、選定以後に計画変更が判明した場合には選定を取り消す場合がある。

(5) この要領で示している対象施設及び補助率等は、現時点で国が示す整備方針に基づいたものであり、今後、変更や補助対象外となる可能性があることに留意すること。

(6) 国の定める耐用年数に満たずに補助金の交付を受けて取得した財産の処分（事業の廃止等）を行う場合、補助金の返還を要す可能性があることに留意すること。